

不利益処分 of 処分基準

処 分 の 内 容		改善命令
根拠法令及び条項		マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の９
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
処 分 基 準	関 係 条 項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の４
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）
	参 考 事 項	解釈文書等 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（令和４年４月１日国不参第９７号、国住参マ第２４６号） 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の３に基づくマンションの管理計画認定に関するガイドライン」（令和３年　国土交通省告示第１２８６号）
	設 定 等 年 月 日	令和６年１２月１０日設定（令和　年　月　日最終変更）